

建設キャリアアップシステム活用モデル工事 試行要領

1. 目的

神奈川県県土整備局では、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用促進を図るとともに、今後、CCUSを活用したモデル工事における工事成績評価に必要な基礎データを収集することを目的として、CCUS活用モデル工事を試行する。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう
- ・ 登録事業者率： 「計測日において工事現場で稼働しているCCUS登録事業者の数」 / 「計測日において工事現場で稼働している元請企業及び下請企業の数」
- ・ 登録技能者率： 「計測日において工事現場で稼働しているCCUS登録事業者のCCUS登録技能者数」 / 「計測日において工事現場で稼働している元請企業及び下請企業の技能者の数」

- ・就業履歴蓄積率： 「計測日において建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数」 / 「計測日において工事現場へ入場した技能者の数」
- ・カードリーダー： CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末のこと。
- ・現場利用料： CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

3. CCUS活用モデル工事

(1) 対象工事

神奈川県県土整備局が発注した工事のうち、受発注者間の協議により、本試行要領に基づきモデル工事を行うことに合意した工事を対象とする。

なお、当面の間は、カードリーダ等により登録技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）が30日以上行われる見込みのある工事を対象とする。

(2) 事業者登録等の確認

受注者は、対象工事の協議が成立後すみやかに、以下の書類等を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

項目	確認（提出）書類の例
① 事業者登録	CCUSの施工体制登録事業者一覧（元請企業の登録状況のみを確認します。）
② 現場・契約情報登録	CCUSの現場・契約情報
③ 技能者登録	CCUSの施工体制登録技能者一覧（1名以上の技能者の登録が完了していることを確認します。）

(3) 受注者が実施する内容

登録事業者率・登録技能者率・就業履歴蓄積率を計測し、各計測値の平均値を算出する。

なお計測日は、本体工事及び仮設工事に着手した初期の段階、及び工事の最盛期（現場での技能者が最も多いと見込まれる時期）、更に工事終期の段階の3日設定するものとし、受発注者間の協議の上で決定するものとする。

（４） 実施状況の報告

受注者は、上記の「（３）受注者が実施する内容」に記載のある実施内容について、CCUS活用実績報告書（様式1）を作成するとともに、報告内容が確認できる資料を添付して（添付する資料については、様式1参照）発注者に報告（提出）するものとする（※1）。

また、工事期間における就業履歴の蓄積状況が確認できる資料（カードリーダー等の設置状況写真やCCUSの就業履歴一覧〔月別カレンダー〕等）についても工事完成時に発注者に報告（提出）するものとする。

※1 受注者は、3日〔3回〕の各計測日毎速やかに、発注者に報告（提出）するものとする。なお、様式1については、既に報告が完了している計測値等も記載することとし、最終計測については、3日〔3回〕の計測値の平均値も算出し、報告するものとする。

4. CCUS活用に係る費用

CCUS活用のためのカードリーダー等購入費用及び現場利用料（カードタッチ費用）については、上記の「3（4）実施状況の報告」により、「CCUS活用実績報告書（様式1）」を発注者へ報告（提出）した場合、以下のとおり、精算変更時、支出実績に基づき、「共通仮設費」の「技術管理費」にて積み上げ計上することとする。

この際、これらの費用は全間接費の対象外とする。

（１） 積算方法

① カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、購入を証する領収証等と現場での使用実績を確認し、費用を計上する。

ただし、1工事あたり2台を上限とし、他の費用については、次表のとおりとする。

	カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー 以外の機器 (PC、タブレット等)	通信費
	OS	上限金額 (円/台)	上限台数 (台/工事)		
購入	Windows	1万円	2台	計上しない	計上しない
	iOS	3万円			
リース	Windows	計上しない	上限なし		
	iOS				

※ CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。

② 現場利用料 (カードタッチ費用)

現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、計上することとする。

5. アンケート調査

受注者は、別に定めるアンケート調査について、発注者から求めのある場合は、これに回答するものとする。

6. その他

この要領に定めのない事項については、協議により定めることとする。

附則

この要領は、令和4年9月15日から施行する。

建設キャリアアップシステム活用実績報告書

契約件名：
受注者名：

1 登録事業者率

CCUS登録事業者の数／元請企業及び下請企業の数

① CCUS登録事業者の数 ※1

② 元請企業及び下請企業の数 ※2

①/②＝

計測日			
月 日	月 日	月 日	

			平均
--	--	--	----

--	--	--	--

※1 CCUSの施工体制登録事業者一覧に記載のある事業者の数

添付する資料：CCUS出力帳票「3-3施工体制登録事業者一覧」(計測日に出力したもの)

※2 施工体制台帳等に記載のある企業のうち現場で稼働している企業の数

添付する資料：施工体制台帳・施工体系図、作業日報やKY活動等の書類(すでに出している場合は、省略可)

2 登録技能者率

CCUS登録技能者の数／技能者の数

③ CCUSの技能者の数 ※3

④ 現場で作成している作業員名簿の技能者の数 ※4

③/④＝

計測日			
月 日	月 日	月 日	

			平均
--	--	--	----

--	--	--	--

※3 CCUSの施工体制登録技能者一覧に記載された技能者の数

添付する資料：CCUS出力帳票「1-4施工体制登録技能者一覧」(計測日に出力したもの)

※4 ②の企業に属する施工体制台帳(作業員名簿)に記載のある技能者の数

添付する資料：作業員名簿(すでに出している場合は、省略可)

3 就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

⑤ 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 ※5

⑥ 工事現場へ入場した技能者の数 ※6

⑤/⑥＝

計測日			
月 日	月 日	月 日	

			平均
--	--	--	----

--	--	--	--

※5 CCUSの就業履歴一覧月別カレンダーの工事現場へタッチ入場した技能者の数

添付する資料：CCUS出力帳票「2-4就業履歴一覧(月別カレンダー)」(計測日の履歴がわかるもの)

※6 作業日報やKY活動等の資料から工事現場に入場したすべての技能者の数

添付する資料：作業日報やKY活動等の書類(すでに出している場合は、省略可)